

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に関する以下の事務を行うにあたり、複数の事務にまたがる個人の情報を同一人の情報であることを確認し、滞りなく業務を行うために特定個人情報を使用する。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳交付・台帳の整備 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨こども家庭センター事業の実施
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 妊産婦情報管理ファイル 2. 乳幼児情報管理ファイル 3. 保健指導情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、71、80、95、112の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-0042 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相馬市保健センター 〒976-0042 福島県相馬市中村字大手先44番地の3 0244-35-4477
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は生体認証、及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の権限は年度毎に更新されている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最低限になるようアクセス制限の適切な管理を行っている。また、情報照会を行うことができる端末は、生体認証とパスワード認証によって限定されていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 4②	法律上の根拠[情報照会]17,18,19の項	法律上の根拠[情報提供]16の2,17,18,19の項	事後	法令改定
平成28年4月1日	I 4②	法律上の根拠[情報提供]なし	法律上の根拠[情報提供]16の2の項	事後	法令改定
平成28年4月1日	I 5②	所属長 所長 佐藤 吉典	所属長 所長 赤石澤 珍夫	事後	人事異動
平成29年4月1日	II 1	平成27年3月23日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	II 2	平成27年3月23日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I 7	企画政策部企画政策課 〒976-8601 相馬市中村字大手先13番地 電話 0244-37-2258	企画政策部企画政策課 〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3 電話 0244-37-2258	事後	庁舎移転
平成31年4月1日	I 5②	所属長 所長 赤石澤 珍夫	所長	事後	項目名変更
平成31年4月1日	IV1~9	なし	IV1~9	事後	追加
平成31年4月1日	II 1	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II 2	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年2月24日	II 1	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年2月24日	II 2	令和2年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和5年3月2日	I 8	相馬市保健センター 〒976-0042 相馬市中村字大手先44番地の2 電話 0244-35-4477	相馬市保健センター 〒976-0042 相馬市中村字大手先44番地の3 電話 0244-35-4477	事後	訂正
令和7年2月28日	I 1②	母子保健法に関する以下の事務を行うにあたり、複数の事務にまたがる個人の情報を同一人の情報であることを確認し、滞りなく業務を行うために特定個人情報を使用する。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④母子健康手帳交付・台帳の整備 ⑤妊産婦の訪問指導 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児の訪問指導	母子保健法に関する以下の事務を行うにあたり、複数の事務にまたがる個人の情報を同一人の情報であることを確認し、滞りなく業務を行うために特定個人情報を使用する。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳交付・台帳の整備 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨こども家庭センター事業の実施	事前	
令和7年2月28日	I 3	番号法第9条第1項 36の2、49の項	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	法令改定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 4②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会】 56の2、70、69の2の項 【情報提供】 56の2、70、86の項	・番号法第19条第8号 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、71、80、95、112の項	事後	法令改定
令和7年2月28日	I 7	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-0042 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-35-2218	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-0042 福島県相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2218	事後	訂正
令和7年2月28日	II 1	令和3年1月1日	令和7年2月28日時点	事前	
令和7年2月28日	II 2	令和3年1月1日	令和7年2月28日時点	事前	